

目 次

規 則

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

告 示

保育所入所負担金の収納事務の一部委託

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

国民健康保険被保険者証の無効

放置自転車等の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

市議会定例会の招集

公 告

道路位置の指定

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

開発行為に関する工事の完了

開発事業に関する工事の完了

教育委員会告示

教育委員会の招集

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月31日

津市長 松田直久

津市規則第34号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3.4条第2項第6号中「規定する週休日」の次に「、勤務時間条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月31日

津市長 松田直久

津市規則第35号

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則（平成18年津市規則第152号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

（入場料の免除）

第54条の2 次に掲げる者については、入場料を徴収しない。

- (1) 国会議員及び市議会議員
- (2) 競走に係る政府職員及び市職員
- (3) 競走会役職員
- (4) 執行委員及び係員
- (5) 選手並びにボート及びモーターの所有者
- (6) 警察官及び消防職員
- (7) 競走に関し学識経験を有する者であって市長が定めるもの
- (8) 市が行う競走に関する報道関係者であって市長が定めるもの
- (9) 各号に掲げる者以外の者であって市長が競走の開催に関し必要と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、法第9条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けた場合にあつては、入場料を徴収しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第152号

津市保育所入所負担金収納事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成22年5月18日

津市長 松田直久

1 受託者の名称及び所在地
別表のとおり

2 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

別表

受託者の名称	所在地
白塚愛児園	津市白塚町5334番地
高田保育園	津市一身田町213番地4
津愛児園	津市桜橋三丁目45番地1
津カトリック保育園	津市西丸之内18番21号
清泉愛育園	津市南丸之内8番61号
さつき保育園	津市新町一丁目8番13号
三重保育園	津市柳山津興3310番地
三重保育園乳児保育所	津市柳山津興3310番地
ぼだいじ保育園	津市南中央10番18号
片田保育園	津市片田志袋町384番地
つ保育園	津市藤方2670番地
泉ヶ丘保育園	津市野田21番地817
大里保育園	津市大里睦合町609番地1
公園西保育園	津市長岡町800番地441
豊野保育園	津市一身田豊野1406番地129
ひかり保育園	津市半田1442番地1
藤水保育園	津市藤方1531番地
志登茂保育園	津市一身田平野361番地1
上浜保育園	津市上浜町五丁目150番地
はなこま保育園	津市高茶屋小森町4159番地
風の子藤水保育園	津市雲出島貫町1735番地5
すぎのこ保育園	津市久居中町336番地4
久居保育園	津市久居西鷹跡町365番地11
ゆたか保育園	津市河芸町中別保1656番地
さくら保育園	津市河芸町影重1140番地1
杜の街ゆたか保育園	津市河芸町杜の街一丁目1番地3
美里さつき保育園	津市美里町五百野1617番地1
みらいの森ゆたか園	津市河芸町三行989番地

津市告示第153号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年5月19日

津市長 松田直久

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成18年津市告示第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（手直し命令書、契約書等及び工事成績評定表等の写しの送付の特例）

- 3 当分の間、第13条第1項、第18条及び第19条の規定の適用については、第13条第1項、第18条及び第19条中「総務部調達契約担当理事」とあるのは、「総務部長」とする。

附 則

この告示は、平成22年5月20日から施行する。

津市告示第154号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成22年5月19日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9208928	平成21年10月1日	平成22年5月6日
9209960	平成21年10月1日	平成22年5月6日
9144108	平成21年10月1日	平成22年5月7日
0154948	平成21年10月1日	平成22年5月12日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9144108	平成21年10月1日	平成22年5月7日

津市告示第155号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項及び第13条第2項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月20日

津市長 松田直久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	15	平成22年 5月 7日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 5月 7日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	7	平成22年 5月10日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	13	平成22年 5月10日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成22年 5月11日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	5	平成22年 5月11日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成22年 5月12日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 5月12日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	10	平成22年 5月13日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 5月13日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 5月13日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 5月14日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成22年 5月14日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 5月14日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年美里村告示第25号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月21日

津市長 松田直久

1 届出者

北長野自治会

三重県津市美里町北長野1544番地

代表者 関谷 宣征

2 変更に係る事項

(1) 名称

変更前	本会は、北長野区と称する。
変更後	本会は、北長野自治会と称する。

(2) 規約に定める目的

変更前	第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 1 通知配布、回覧板回付など区域内の住民相互の連絡。 2 美化、清掃など区域内の環境の整備。 3 自治会集会所の維持管理。 4 区域内の道路、街路灯の整備、修理。 5 区域内の防火、防犯、防災活動。 6 文化レクリエーション活動。
変更後	第1条 本会は、北長野地域に住む総ての人々が支えあって生き生きと安全に暮らせる地域をつくることを目的とする。 2 本会は上記の目的を達成させる為、次の活動を行う。 ① 文書広報等の配布、回覧板の回覧及び各垣内と自治

	<p>会との相互の連絡を密にし融和を図る活動。</p> <p>② 独居老人、要援護者及び子供の見守り活動、地域全体で助け合う意識をたかめる活動。 地域の河川道路を汚さない、空き地に花等の地域美化清掃活動。 高齢化とともに負担が重くなってきた、葬式、法要の簡素化活動。</p> <p>③ 東海、東南海、南海地震の発生確率が高く、又、異常気象による風水害の襲来が予測される昨今、自主防災組織を充実させて皆で学習訓練して、地域の人々の命を守る活動。</p> <p>④ 集会所、共同墓地、公園、街路灯等自治会集会所所有施設の維持管理活動。</p> <p>⑤ 地域の人々が心を癒す、ともに踊る盆踊り、駆ける運動会等の開催又は、昔懐かしい伝統行事の開催活動。</p> <p>⑥ 自治会所有の財産を活用して不動産貸付事業等の活動。</p> <p>3 前項第 2 項の①から⑥号の活動目標を達成する為、規約 40 条に従い細則を設ける。</p>
--	--

(3) 事務所

変更前	本会は、事務所を津市美里町北長野 1 5 4 4 番地、北長野集会所及び区長宅に置く。
変更後	本会の事務所を、津市美里町北長野 1 5 4 4 番地、北長野集会所に置く。

(4) 代表者の住所及び氏名

変更前	三重県津市美里町北長野 1 5 7 8 番地 馬杉 勲
変更後	三重県津市美里町北長野 1 3 4 2 番地 関谷 宣征

3 変更の理由及び年月日

平成 22 年 4 月 17 日の総会において新任及び、規約を一部改正するため。

津市告示第157号

平成22年第2回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年5月24日

津市長 松田直久

1 招集の日

平成22年5月31日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市公告第80号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成22年5月17日

津市長 松田直久

- 1 指定の年月日 平成22年5月7日
- 2 指定道路の位置
津市高茶屋小森町字水合346番3の一部、法定外道路の一部、法定外水路の一部
- 3 指定道路の延長及び幅員
延長 7.3メートル
幅員 4.0メートル

津市公告第81号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年5月18日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成22年5月12日
- 2 抑留期間 平成22年5月19日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市城山	柴	茶	オス	中	91日以上	首輪あり
2	津市大門	ヨークシヤテリア	グレー茶	メス	小	91日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年5月18日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成22年5月13日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居中町41-1の一部、812
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居万町668
安井 盈

津市公告第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年5月21日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成22年5月18日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居明神町字大水戸599番3ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋小森町2892番地の34
有限会社エミ
代表取締役 久世省子

津市公告第84号

農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の改正（平成21年12月15日施行）に伴い、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が、平成22年2月26日に策定されたことを受け、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定により、次のように農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を策定したので、同法第6条第7項の規定により公告する。

平成22年5月25日

津市長 松田直久

（ 「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供する。 ）

津市公告第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年5月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成22年5月24日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居新町2156-14ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
伊勢市西豊浜町655-18
株式会社ぎゅーとら
代表取締役 清水秀隆

津市公告第 86 号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）
第 6 条の規定により確認した宅地開発事業に関する工事が完了しましたので、
同条例第 12 条第 4 項の規定により次のとおり公告します。

平成 22 年 5 月 27 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 22 年 5 月 26 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一志町日置字屋戸 48 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市一志町片野 553-36
前田 金光

津市教育委員会告示第8号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成22年5月21日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成22年5月24日（月）午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて
 - (2) 平成22年度津市一般会計補正予算（第2号）〈教委所管分〉について
 - (3) 津市生涯学習スポーツ審議会条例の廃止について